

# 青森県報

第二千七百二二号

平成十八年  
十一月八日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

字の名称の変更.....	(市) 振興町 課 村	一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....	(健康) 福祉 課 社	一
生活保護法による医療機関の指定.....	(同) (同)	一
生活保護法による施術者の指定.....	(同) (同)	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定.....	(高) 齢 福 祉 保 険 課 社	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定.....	(同) (同)	二
漁船保険付保義務の発生.....	(水産) 振興課	二
公 告		
肥料登録の有効期間の更新.....	(食の安全・) 安心推進課	三
開発行為に関する工事の完了.....	(建築) 住宅課	三
建設業者の許可の取消し.....	(中) 南 地 域 (県) 民 局	三
右 同.....	(同) (同)	三
右 同.....	(青森) 県 土 整備事務所	四

## 告 示

## 示

青森県告示第八百三二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、弘前市長から弘前市の字の名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の名称の変更は、平成十八年十一月二十五日からその効力を生ずるものとする。

平成十八年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

弘前市

大字植田字山下の名称を大字愛宕字山下に変更する。  
大字植田字三嶋の名称を大字愛宕字三嶋に変更する。

青森県告示第八百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
坂本内科クリニック	八戸市吹上三丁目六の一六	平成二〇一八
かみきたデンタルクリニック	上北郡東北町旭北一丁目三三の九〇	〃

青森県告示第八百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
坂本内科クリニック かみきたデンタルク リニック いちい薬局五所川原 旭町店	八戸市吹上三丁目六の一六 上北郡東北町旭北一丁目三二の九〇 五所川原市字旭町二五の七	平成一六・九一 " 一六・一〇・一

青森県告示第八百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
丸山 智史	〇弘前市紺屋町一六	つかり治療院 弘前出張所	〇弘前市紺屋町一六	平成一六・〇・一六

青森県告示第八百七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所		指定年月日
			名称	所在地	
グリーン通株式会社	弘前市高田二丁目五の二二	訪問介護	ツケアイスタイン	弘前市高田二丁目五の二二	平成一六・〇・三五
有限会社ながしま	青森市緑一丁目一の二二	訪問介護	訪問介護センター	青森市緑一丁目一の二二	平成一六・一〇・三〇

青森県告示第八百八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十八年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業所		指定年月日
			名称	所在地	
グリーン通株式会社	弘前市高田二丁目五の二二	訪問介護	ツケアイスタイン	弘前市高田二丁目五の二二	平成一六・〇・三五
有限会社ながしま	青森市緑一丁目一の二二	訪問介護	訪問介護センター	青森市緑一丁目一の二二	平成一六・一〇・三〇

青森県告示第八百九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十八年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	東津軽郡蓬田村大字広瀬字坂元六二八番地 越 田 長 四 郎 東津軽郡蓬田村大字中沢字浪返三六番地一 坂 本 重 彦 東津軽郡蓬田村大字広瀬字坂元六三一番地一 田 中 孝 光
加入区の名称	蓬 田

公 告

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成十八年十月二十七日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十八年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (パーセント)	その他の 規 格	生産業者の氏名又 は名称及び住所
青森県第 三三三二号	肥料 副産石灰	長慶シエ ルパワー	アルカリ分 五〇・〇	公定規格 のとおり	株式会社長慶 弘前市大字高田三 丁目六の七

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十八年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所 及び氏名（名称）
三沢市東岡三沢一丁目一六三の二〇及 び一六三の一八から一六三の二二三 まで 三沢市谷地頭二丁目五四七の一及び五 四九の一	三沢市松園町二丁目六の三 柏崎 隆徳 三沢市大字三沢字堀口一六の七 おいらせ農業協同組合

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 吉田工業株式会社
- 二 代表者の氏名 吉田 秀博
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字富野町二の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第一九六一号
- 五 取消年月日 平成十八年十月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工、ほ装、造園、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十八年八月二十九日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 吉田工業株式会社
- 二 代表者の氏名 吉田 秀博
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字富野町一二の二二
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一六)第一九六一号
- 五 取消年月日 平成十八年十月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、建築工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十八年八月二十九日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 坪田保温工業
- 二 氏名 坪田 久雄
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字浪岡字平野一四七の四一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第八六八一号
- 五 取消年月日 平成十八年十月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十八年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭